

新型インフルエンザ等対策業務計画

2014年3月4日作成（初版）

2025年3月31日改正

中国電力株式会社
中国電力ネットワーク株式会社

第1編 総則

第1節 業務計画の目的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第9条に基づき、新型インフルエンザ等大流行時において、安全確保を最優先としてお客さまへ電力を安定的にお届けするために、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）および中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国NW」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な行動に資することを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、従業員の安全確保を最優先に、国等から出される勧告・通知などに留意しつつ、グループ会社・協力会社（以下「グループ会社等」という。）および国・地方自治体・業界団体等と連携を図り、電力の安定供給に必要な業務および企業の社会活動等のために最低限必要な業務は必ず継続し、社会機能維持者としての役割を遂行する。

第3節 業務計画の運用

本業務計画は、特措法および新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に基づき運用する。

また、本業務計画における事業継続対策策定の前提条件は、国の「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」で目安として示された影響規模「従業員の最大40%程度の欠勤」に基づく。

なお、本業務計画における危機管理レベルは、以下のとおりとする。

危機管理レベル	発生段階 (政府行動計画等)	状態
レベル1	準備期	新型インフルエンザ等の発生を探知する以前
	初動期 (A)	国内外で新型インフルエンザ等の発生を探知した時期（政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定・実行が行われるまでの間）
レベル2	対応期 (B)	封じ込めを念頭に対応する時期（政府対策本部の設置、基本的対処方針の実行）
レベル3	サービス区域内 対応期 (B)	サービス区域内で感染者が確認された時期
	対応期 (C-1)	病原体の性状等に応じて対応する時期
レベル4	サービス区域内 対応期 (C-1)	サービス区域内で新型インフルエンザ等の感染が拡大する時期
レベル2	対応期 (C-2)	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
レベル1	対応期 (D)	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（政府対策本部の廃止）

（注1）発生段階は政府行動計画「第3節. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ」に基づく。

（注2）上表のサービス区域とは中国NWのサービス区域をいう。

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、適宜、発生状況等を社内周知し、従業員に対して注意喚起を行うとともに、対応体制の発令に備え、役員、事業本部長・事業部門長・推進本部長・部門長（中国NWにおいては部長）、支社長および事業所長との情報連絡に努める。

また、国・地方自治体等と平素から協調し、相互連携体制の整備に努める。また、産業医および近隣の医療機関等と協調を図り、専門的立場から指導・支援を得ることができる体制を整備しておく。

第2章 発生時の体制

第1節 新型インフルエンザ等対策体制の区分

新型インフルエンザ等の流行により中国電力および中国NWの業務への影響が想定される場合（以下「非常事態」という。）は、その状況に応じて対応体制を発令する。（別表1）

第2節 対策組織

国内外および社内での感染状況等を勘案し、「第1編 総則 第3節 業務計画の運用」で示す危機管理レベルに応じて、中国電力本社および中国NW本社に、それぞれ新型インフルエンザ等対策全般を統括する「新型インフルエンザ等対策総本部」（以下「総本部」という。）を設置し、感染予防対策、事業継続対策を実施する。（別表2・3）

また、各支社（中国電力のみ。以下、同じ。）・事業所には「新型インフルエンザ等対策室・本部」を設置する。

第3節 権限の行使

1. 対応体制が発令された場合、新型インフルエンザ等対策に関する業務は対策組織のもとで行う。
2. 対策組織の各長は、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。この場合、行使後速やかに正規の手続きをとる。
3. 総本部において、対策組織の各長が対策活動に従事できない場合には、原則としてあらかじめ定めていた代行者が代行する。
4. 支社および事業所における対策組織の各長の代行者については、支社長および事業所長があらかじめ定めておく。

第4節 指令伝達および情報連絡の経路

1. 対応体制下の指令伝達・情報連絡経路は、別表4・5のとおりとし、情報連絡は、次の

事項について速やかに行うものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報
 - a. 海外および国内の新型インフルエンザ等の発生・流行状況等
 - b. サービス区域内の新型インフルエンザ等の発生・流行状況等
 - c. 新型インフルエンザ等の概要（特徴、症状、治療方法等）
 - (2) 従業員の感染等に関する情報
 - a. 従業員の感染・休務状況および従業員家族の感染状況
 - b. 従業員に対する保健所等からの指導事項およびそれに対する対応状況
 - (3) 業務運営に関する情報
 - a. 通常業務の縮小・中断状況
 - b. 事業継続業務の状況
 - c. 応援状況
 - (4) その他の情報
対外対応状況（国・地方自治体の保健部局・保健所、医療機関、報道機関およびお客さま等への対応状況）
2. 総本部は、支社および事業所の対策組織から報告された情報および国・地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的情勢の把握に努める。
- また、中国電力および中国NWの感染状況および業務運営状況を、所管官庁へ速やかに報告する。

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 従業員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

1. 新型インフルエンザ等の感染速度および病原性等の状況に応じて、弾力的な対応を行う。
 - (1) 平時（準備期・初動期）における感染予防対策
 - a. 新型インフルエンザ等に関する情報収集および従業員への周知
 - b. マスク・防護服・ゴーグル・手洗い用消毒液等の衛生用品の備蓄
 - c. 基本的な感染対策（換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の教育および情報提供
 - d. 海外駐在者の状況把握
 - e. その他必要な対策の実施
 - (2) 発生時（対応期）における感染予防対策
 - a. 勤務中・出張時・通勤時におけるマスクの着用指示
 - b. 手指消毒の実施指示
 - c. 検温の実施、発熱等の風邪症状がみられる従業員への休暇取得の推奨
 - d. 職場における距離の確保（3密〔密閉・密集・密接〕の回避）
 - e. こまめな換気の実施
 - f. 職場の清掃・消毒の実施
 - g. 出張に関する慎重な要否判断と出張時の感染予防対策の徹底
 - h. グループ会社等に対する感染予防対策の実施要請
 - i. 時差勤務、フレックスタイム勤務、休日変更制、在宅勤務の活用

- j. 当直要員等に対する公共交通機関以外による通勤・近隣宿泊施設への宿泊指示
 - k. 新型インフルエンザ等に感染したことが判明した従業員に対する要療養者指定
 - l. 必要により健康管理センタースタッフの事業所への派遣
 - m. WEB会議の活用、対面会議時の感染予防対策（換気・距離の確保、会議時間の短縮等）
 - n. 執務室等への立入り時に求める感染予防対策（マスク着用、手洗い等の励行、事前の体調確認等）
 - o. 出張・外出時の工夫（混雑時を避けた公共交通機関利用、適切なマスクの着用等）
 - p. 昼休憩時間の一斉取得の適用除外
 - q. その他必要な対策の実施
- (3) 従業員の感染が疑われる場合の対応
- 感染が疑われる症状を呈した従業員に対しては、受診・相談センター等に連絡し、指導等に従うことを指示する。
- また、従業員が感染者と接触した場合で、保健所等から指導等があった場合は、これに従うよう指示する。
2. 政府対策本部の決定に基づいて特定接種を迅速に受けられるよう、対象業務、接種人数を定めるとともに特定接種実施医療機関を選定する。

第2章 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

新型インフルエンザ等の海外発生後は、海外勤務、海外出張する従業員等およびその家族への感染の拡大を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を参考に、必要に応じて、以下の措置を実施する。

- 海外に駐在する従業員等およびその家族に対して、外務省から発出される感染症危機情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
 - 海外出張は原則禁止とするが、事業継続のためにやむを得ず海外渡航させる場合は、外務省の感染症危険情報等を踏まえ、適切な衛生用品等を携行させる。
 - 海外から帰国した従業員等およびその家族は、検疫ガイドラインに従うこととし、発熱等の風邪症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、その指示に従うよう指導する。
- 発熱等の風邪症状の有無にかかわらず、帰国後、国が示す出社までの必要な期間については、在宅勤務の推奨または自宅待機を指示する。

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

中国電力および中国NWは、新型インフルエンザ等の流行時においても、安全確保を最優先に、電力の安定供給に必要な業務および企業の社会活動等のために必要不可欠な業務を継続するため、事業継続体制についてあらかじめ定め、必要な人員を確保する。

第2章 事業継続体制

第1節 業務分類の考え方と継続方針

1. 業務分類の考え方と継続方針

事業継続のための業務分類は、以下のとおりとする。

(1) 継続業務A

電力の安定供給に必要な業務、付帯業務および企業の社会活動等のために必要な業務とし、いずれの危機管理レベルにおいても必ず継続し、中断しないもの。

(2) 継続業務B

対象業務は、(1)と同じであるが、短期間であれば縮小・休止可能なもの。

(3) 通常業務

上記以外の縮小・休止が可能なもの。

(参考) 業務分類

業務分類		業務内容	
		中国電力	中国NW
継続業務A (常に継続が必要な業務)	新型インフルエンザ等 対策業務 (重要業務)	<ul style="list-style-type: none"> 電力の安定供給に必要な業務 (発電所の運転監視、 保守・点検、故障・ 障害対応、燃料調達 受入、資機材調達 等) 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の安定供給に必要な業務 (変電所の運転監視、 保守・点検、故障・ 障害対応、送配電線 の保守・点検・故 障・障害対応、電力 系統の運用・監視・ 故障・障害対応、通 信システムの維持・ 監視・保守・点検・ 故障・障害対応 等)
	優先業務	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部業務 (感染 防止対策業務 等) 企業の社会活動等に 必要不可欠な業務 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部業務 (感染 防止対策業務 等) 企業の社会活動等に 必要不可欠な業務
継続業務B	縮小・中断が可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> 企業の社会活動等に 必要不可欠な業務 (うち、短期間であ れば中断可能な業 務) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の社会活動等に 必要不可欠な業務 (うち、短期間であ れば中断可能な業 務)
通常業務		<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の業務

2. 業務の縮小・中断と要員確保の考え方

通常業務を継続することが事業継続を困難にするおそれがある場合、政府の基本的対処方針に基づき、業務の縮小・中断を行い、事業継続を最優先とした最少の要員による業務運営体制に移行する。

その際、必要に応じ、応援調整等を行うことにより、要員を確保する。

3. 業務の縮小・中断

総本部は、原則、次の表のとおり、危機管理レベルに応じて、業務の縮小・中断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の感染速度および病原性等の状況に応じて、弾力的な対応を行う。

<危機管理レベル別の業務の縮小・中断の基準>

発生段階（政府行動計画等）	危機管理レベル	事業継続業務		通常業務
		継続業務A	継続業務B	
準備期	レベル1	継続	継続	継続
初動期（A）		継続	継続	継続（発生地域は中断、在宅勤務の推奨により対応可能な業務を除く）
対応期（B）	レベル2	継続	継続	継続（対面業務の方法変更・縮小・中断等）
サービス区域内 対応期（B）	レベル3	継続	継続	中断（在宅勤務の推奨により対応可能な業務を除く）
対応期（C-1）		継続	継続 （中断の準備）	中断（在宅勤務の推奨により対応可能な業務を除く）
サービス区域内 対応期（C-1）	レベル4	継続	中断（在宅勤務の推奨により対応可能な業務を除く）	
対応期（C-2）	レベル2	継続	継続 （再開）	継続 （再開）
対応期（D）	レベル1	継続	継続	継続

（注3）初動期（A）における発生地域の範囲はその都度判断する。

（注4）中断業務の再開にあたっては、国および地方自治体等の情報を基に新型インフルエンザ等流行の沈静化の状況を見極め、可能なものから実施する。

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

国・地方自治体、業界団体、取引先企業等と平素から協調し、相互連携体制の整備に努める。また、産業医および近隣の医療機関等と協調を図り、専門的立場から指導・支援を得ることができる体制を整備しておく。

第2章 教育・訓練

従業員に対し、新型インフルエンザ等の感染予防・感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策に関する必要な教育を実施するとともに、新型インフルエンザ等が流行した場合を想定した訓練を定期的実施し、対応体制および情報連絡等が有効かつ円滑に機能することを確認する。

第3章 業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には適宜、本業務計画の見直しを行う。

(別表1)

対応体制の発令・解除の基準および発令手順

1. 対応体制の発令・解除の基準

発令および解除の基準等は次のとおりとするが、新型インフルエンザ等の感染速度および病原性等の状況に応じて、弾力的な運用を行う。

(1) 対応体制の発令

対応体制	発令基準	発令者	
		中国電力	中国NW
警戒体制	危機管理レベル2 〔政府対策本部の設置、基本的対処方針の実行〕	人材活性化部門長	総務部を担務する取締役
特別非常体制	危機管理レベル3、4 〔サービス区域内で感染者を確認、感染が拡大〕	社長	社長

(2) 対応体制の解除

対応体制	解除基準	解除者	
		中国電力	中国NW
特別非常体制	危機管理レベル2 〔ワクチンや治療薬等による対応力の高まり等を見極めて解除の判断を行う〕	社長	社長
警戒体制	危機管理レベル1 〔政府対策本部の廃止〕	人材活性化部門長	総務部を担務する取締役

(注) 原則として、特別非常体制を解除した場合は警戒体制へ移行する。

2. 対応体制の発令手順

【中国電力】

(1) 警戒体制

- 新型インフルエンザ等に対する政府対策本部の設置および基本的対処方針が実行された場合、人材活性化部門部長（労務）は、速やかに、その情報を人材活性化部門長に報告する。
- 人材活性化部門長は、警戒体制を発令する。
- 人材活性化部門部長（労務）は、コンプライアンス推進部門長に報告するとともに、準備総本部総括・継続班長に体制発令を連絡する。
- 準備総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を全社に周知する。
- 準備総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を中国NWへ連絡する。

(2) 特別非常体制

- サービス区域内で感染者が確認された場合、人材活性化部門長は、速やかに、その情報を社長に報告する。
- 社長は、特別非常体制を発令する。
- 人材活性化部門長は、コンプライアンス推進部門長に報告するとともに、総本部総括・継続班長に体制発令を連絡する。
- 総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を全社に周知する。
- 総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を中国NWへ連絡する。

(注) 体制解除の手順は、発令手順に準ずる。

【中国NW】

(1) 警戒体制

- 新型インフルエンザ等に対する政府対策本部の設置および基本的対処方針が実行された場合、総務部長は、速やかに、その情報を総務部を担務する取締役に報告する。
- 総務部を担務する取締役は、警戒体制を発令する。

- c. 総務部長は、準備総本部総括・継続班長に体制発令を連絡する。
- d. 準備総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を全社に周知する。

(2) 特別非常体制

- a. サービス区域内で感染者が確認された場合、総務部を担務する取締役は、速やかに、その情報を社長に報告する。
- b. 社長は、特別非常体制を発令する。
- c. 総務部を担務する取締役は、総本部総括・継続班長に体制発令を連絡する。
- d. 総本部総括・継続班長は、総本部における対応体制の発令内容を全社に周知する。

(注) 体制解除の手順は、発令手順に準ずる。

3. 本社における発令者・報告者の代行者

【中国電力】

(1) 発令者

区分	本来の発令者	代行順位第1位	代行順位第2位
警戒体制	人材活性化部門長	人材活性化部門部長 (労務)	人材活性化部門マネージャー (安全健康推進)
特別非常体制	社長	副社長	

(2) 報告者

区分	本来の報告者	代行順位第1位	代行順位第2位
警戒体制	人材活性化部門部長 (労務)	人材活性化部門マネージャー (安全健康推進)	人材活性化部門副長 (安全健康推進)
特別非常体制	人材活性化部門長	人材活性化部門部長 (労務)	人材活性化部門マネージャー (安全健康推進)

(3) 発令者、報告者の代行順位第2位の者が不在の場合は、その職位に準じる職位の者が代行する。

【中国NW】

(1) 発令者

区分	本来の発令者	代行順位第1位	代行順位第2位
警戒体制	総務部を担務する 取締役	総務部長	総務部マネージャー (総務・労務)
特別非常体制	社長	副社長	総務部を担務する取締役

(2) 報告者

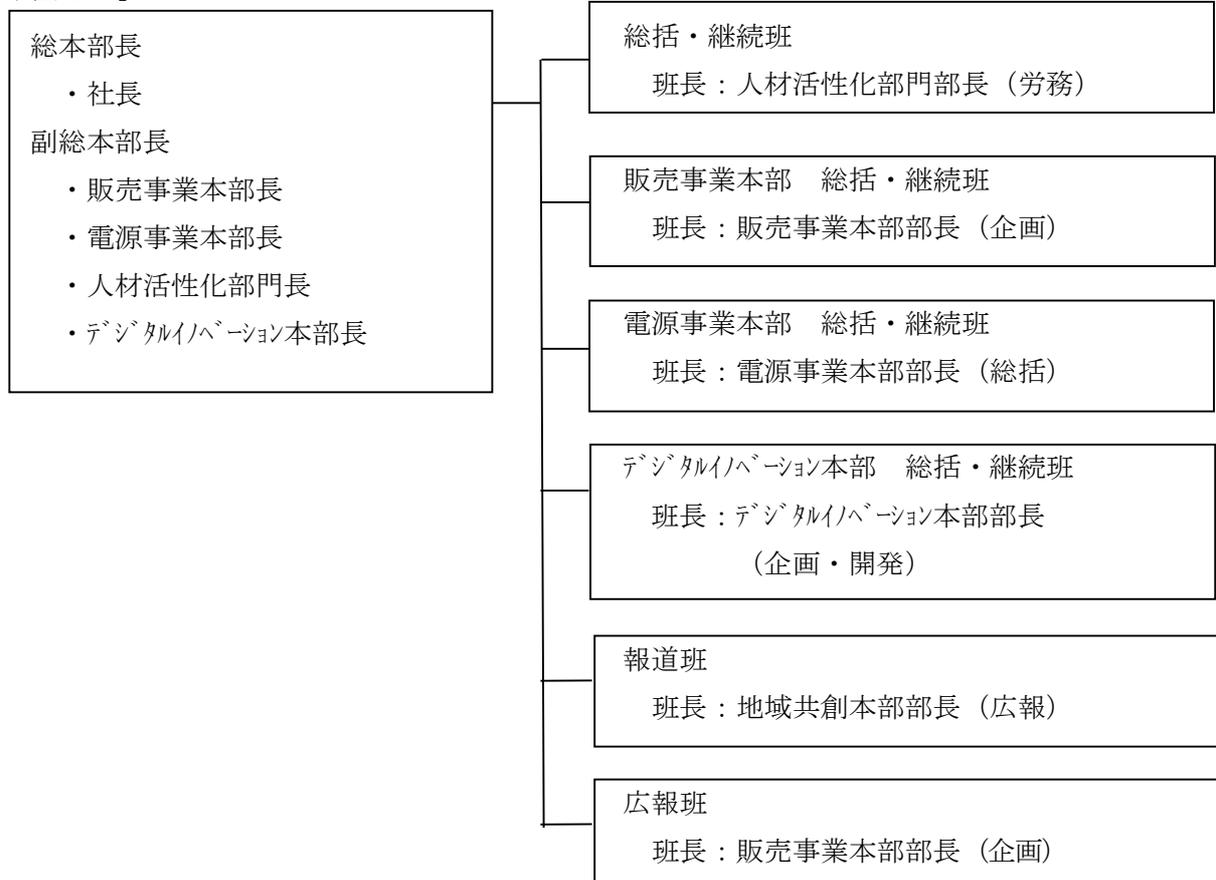
区分	本来の報告者	代行順位第1位	代行順位第2位
警戒体制	総務部長	総務部マネージャー (総務・労務)	企画部マネージャー (組織)
特別非常体制	総務部を担務する 取締役	総務部長	総務部マネージャー (総務・労務)

(3) 発令者、報告者の代行順位第2位の者が不在の場合は、その職位に準じる職位の者が代行する。

(別表2)

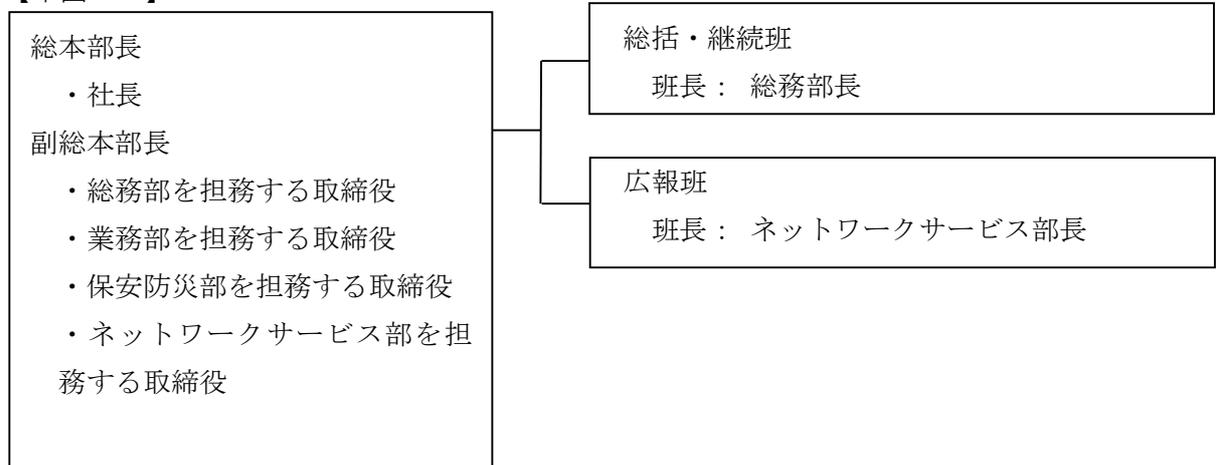
新型インフルエンザ等対策総本部（本社）の組織編成

【中国電力】



*各支社・事業所の対策室・本部においても、本社に準じた組織を設置する。

【中国NW】



*事業所本部においても、本社に準じた組織を設置する。

(別表 3)

総本部（本社）各班の任務

【中国電力】

班名	任務
総括・継続班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総本部の運営、情報の総合とりまとめ ・ 関係機関（国・地方自治体保健部局・業界団体・取引先企業等）との連絡 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・周知 ・ 従業員に対する感染予防対策の実施 （マスク等の着用指示、手指消毒の実施指示、在宅勤務の推奨等） ・ 従業員に関する感染情報の集約・報告 ・ 従業員への医療支援（メンタルを含む） ・ 中国NWとの調整 ・ グループ会社等との連絡・調整 ・ 事業継続要員、対策要員の支援（宿舎・輸送手段等） ・ 業務運営に関する情報の集約・報告 ・ 事業継続要員、対策要員の確保・調整等 ・ 業務運営に関する関係官庁等との対応・報告
事業本部 デジタルイノベーション 本部 総括・継続班	<p>事業本部およびデジタルイノベーション本部における次の任務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する感染情報の集約・報告 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・周知 ・ 従業員に対する感染予防対策の実施 ・ 業務運営に関する情報の集約・報告 ・ 事業継続要員、対策要員の確保・調整等 ・ 事業所間の要員調整 ・ グループ会社等との連絡・調整、グループ会社等への要請
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応状況等の集約・報告 ・ 報道資料の関係事業所本部（※）および中国NWとの調整 ・ 報道機関への発表・対応 ・ マス媒体によるお客さまへの周知
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまへの周知 ・ お客さまへの周知・対応状況等の集約・報告 ・ お客さまへの周知の中国NWとの調整

※事業所本部とは、事業所における対策組織をいう（以下、同じ。）

*各支社・事業所の各班についても、本社に準じた任務とする。

【中国NW】

班名	任務
総括・継続班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総本部の運営、情報の総合とりまとめ ・ 関係機関（国・地方自治体保健部局・業界団体・取引先企業等）との連絡 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・周知 ・ 従業員に対する感染予防対策の実施 （マスク等の着用指示、手指消毒の実施指示、在宅勤務の推奨等） ・ 従業員に関する感染情報の集約・報告 ・ 従業員への医療支援（メンタルを含む） ・ 中国電力との調整 ・ グループ会社等との連絡・調整、グループ会社等への要請 ・ 事業継続要員、対策要員の支援（宿舎・輸送手段等） ・ 業務運営に関する情報の集約・報告 ・ 事業継続要員、対策要員の確保・調整等 ・ 事業所間の要員調整 ・ 業務運営に関する関係官庁等との対応・報告
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応状況等の集約・報告 ・ 報道資料の関係事業所本部（※）との調整 ・ 報道機関への発表・対応 ・ マス媒体によるお客さまへの周知 ・ お客さまへの周知 ・ お客さまへの周知・対応状況等の集約・報告 ・ お客さまへの周知および報道資料の中国電力との調整

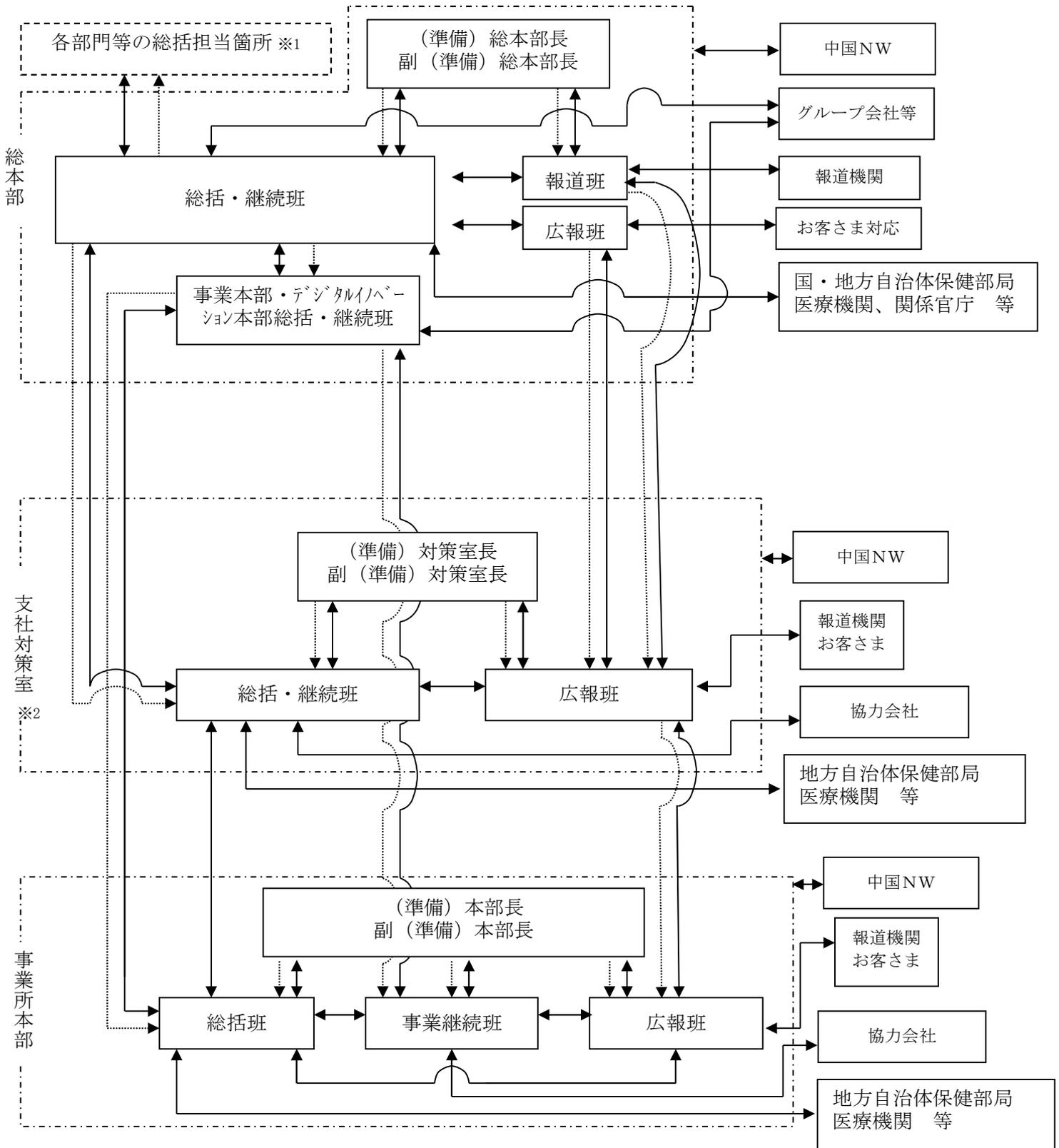
※事業所本部とは、事業所における対策組織をいう（以下、同じ。）

* 事業所の各班についても、本社に準じた任務とする。

(別表4)

新型インフルエンザ等対策体制下での指令伝達・情報連絡経路

【中国電力】

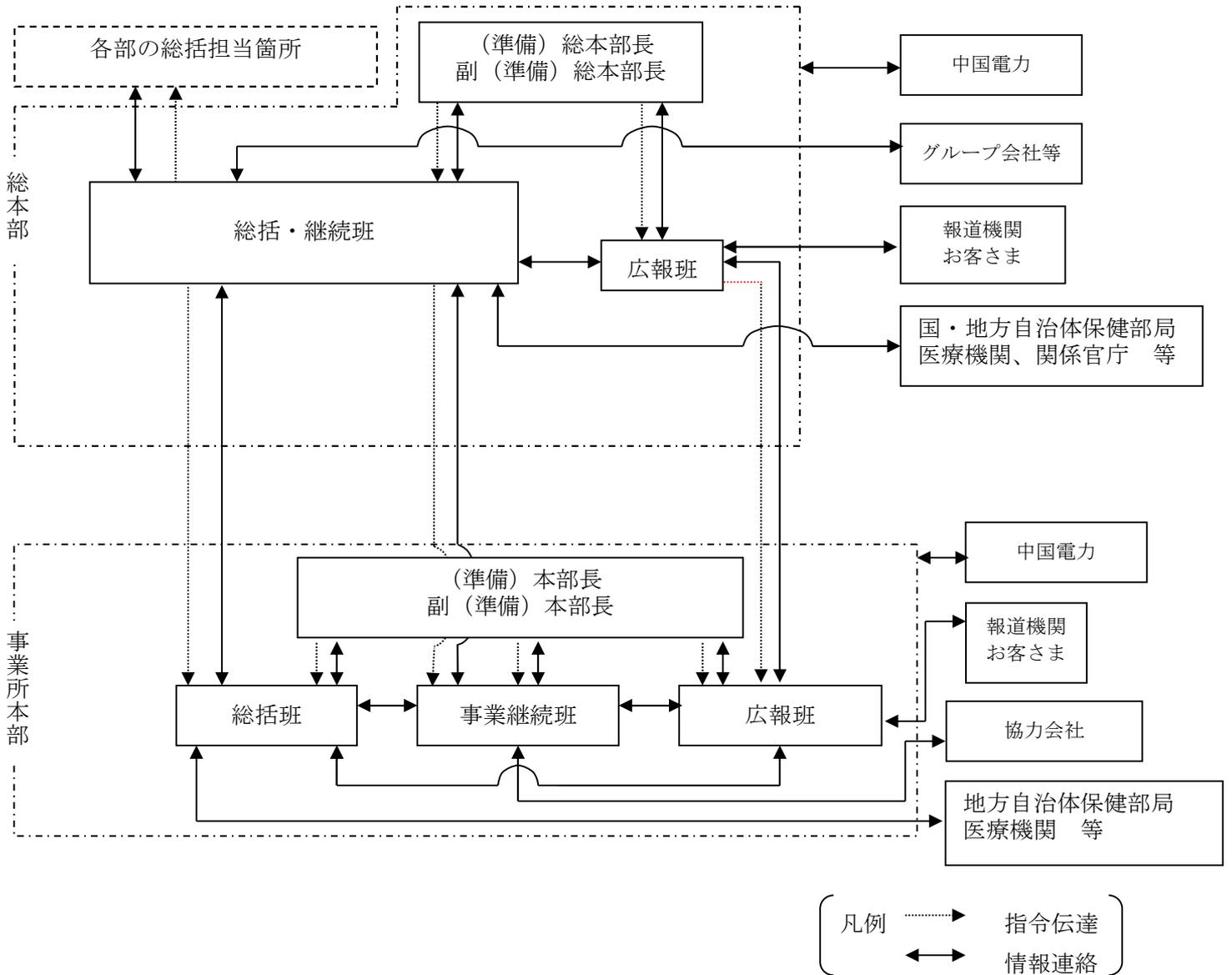


※1 事業部門、推進本部、デジタルイノベーション本部以外の部門、東京支社

※2 広島県内は支社の役割を総本部が行う。

凡例
指令伝達
情報連絡

【中国NW】



(別表5)

新型インフルエンザ等対策体制下での関係機関との対応

